

京都市告示第 91 号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年4月20日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	久世142号線	南区久世大藪町196番地の10地先 同町194番地の5地先		
2	石田経32号線	伏見区石田森南町14番地の13地先 同町14番地の3地先		
3	醍醐緯220号線	伏見区醍醐切レ戸町11番地の21地先 同町14番地の11地先		

(建設局土木管理部道路明示課)